

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人コミュニケア街ねっと
所 在 地	千葉県千葉市稲毛区園生町1107-7
評価実施期間	令和3 年 5 月 19 日～ 令和4 年 2 月 22 日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	認可保育園みどりまち ニンカホイクエン ミドリマチ		
所 在 地	〒263-0023千葉県稲毛区緑町2-22-1		
交通手段	京成みどり台下車 徒歩5分		
電 話	043-204-3606	FAX	
ホームページ	LINE公式アカウント		
経 営 法 人	社会福祉法人弘恕会		
開設年月日	2019年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉市稲毛区など							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	9	10	10	10	10	11	60	
敷地面積	1,243.99㎡			保育面積		665.12㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育 ○		子育て支援 ○	
健康管理	内科健診、歯科検診、計測、日々の視診など							
食事	昼食、補食、夕方の補食							
利用時間	7:00-20:00							
休 日	日祝12月29日-1月3日							
地域との交流	「日本の遊び教えて」等							
保護者会活動	随時							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	11	1	12	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	12			
	保健師	調理師	その他専門職員	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	千葉市への申請	
申請窓口開設時間	千葉市役所窓口の開設時間	
申請時注意事項	千葉市による	
サービス決定までの時間	千葉市による	
入所相談	園見学は随時受け付けています。	
利用代金	012歳児クラスは保育料、その他実費徴収	
食事代金	345歳児クラス6,100円/月	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが「育ち」ゆく力を十分に発揮できるよう、保育を総合的に展開する。 ・保育を総合的に展開した成果を子どもの「育ち」に確認し、具体的な保育の実践を導くための「全体的な計画」とする。 ・具体的な保育の実践を「長期的な計画」「短期的な計画」「個別的な計画」に定める。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園での生活とご家庭での生活は互いに影響します。日常的に補完し合い、園とご家庭とが共にお子様の育ちを支えることが大切です。 ・ご家庭でも上記のような一日をお過ごしいただくと、お子様が整った体調で機嫌よく、見通しをもって生活できます。 ・お子様の育ちを支えるために保育時間外の時間帯やご家庭での過ごし方についておうかがいし、保育の計画に基づく提案をさせていただくことがあります。 ・お子様に合理的配慮を要する可能性のある個性が見つけれられる場合、それが確実に判明する前に園以外の専門的な機関と連携して保育していくことを選択することがあります。お子様の育ち方に影響が及ぶことですのでご理解下さい。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実践する保育は保育の計画のとおり児童福祉法、子ども子育て支援法に依拠し告示に従います。 ・他者、集団、社会とのかかわり方や承認されることへの欲求を適切に育てるために、まず、お子様一人ひとりとの関係構築と、自分を見出せる肯定的なかかわりを致します。 ・服装や言葉づかいなどを含め保育者は人として、一人のおとなとして子どもにとってモデルであり、尊重されていることを子どもが常と感じられる応答を致します。 ・持ち物やしたくなどは、お子様の育ちに必要な要素です。準備をお願い致します。 ・保育者と保護者の方とが共に学ぶ機会を提供致します。有効に活用して頂き、保育の評価にも子育てにも反映させてお子様の育ちを確認してください。 ・専門家による指導を導入し保育を研鑽致します。 ・自己評価、第三者評価の結果とフィードバックについては事務室にて閲覧が可能です。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>保育理念の実現に向け、経営層と職員が共通理解を図り取り組んでいる</p> <p>理念や保育方針が掲載された重要事項説明書を職員に配布し、研修等の場で目指している保育について確認している。日常の活動においても理念に沿っているか確認したり、保育士からの疑問や質問等に対しても、専門家が理念に結び付けて答えている。日々の保育に関することも所定の書式に記入し、アプリにアップすることで共有に努め、専門家が指導をして園の方針から外れないようにしている。園では保育理念の実現に向けて、経営層と職員が実践を通じて共通理解に取り組んでいる。</p>
<p>子どもが主体的に遊びの展開・継続ができるように援助している</p> <p>3、4、5歳児クラスは広い保育室で自然な形で交流できる環境になっている。子どもが先の見通しを持って行動が取れるような言葉かけをし、遊びの選択・展開ができるように援助している。また、遊びが可能な限り継続できるよう努めている。子どもの言葉や表情、行動などから何に興味を示しているか、何をしたいかなどを把握しながら、一人ひとり遊び込める時間の保障をしている。</p>
<p>重要事項説明書は保護者と職員が共有し、園運営や保育の共通理解に役立てている</p> <p>園の重要事項説明書には、園運営や保育に必要な多くの内容が盛り込まれている。重要事項説明書は職員も携行し、活用している。保護者はQRコードでアクセスし、重要事項をいつでも見ることができる。また、職員は重要事項説明書をもとに園の保育について会議や研修で理解を深めたり、自己評価により保育を振り返っている。重要事項説明書は保護者と職員が共有しており、園運営や保育の共通理解に役立てている。</p>
<p>職員間で共通認識を持って事故予防、再発防止に努めている</p> <p>事故発生時の対応マニュアルを整備し、職員が速やかに対応できるようにしている。「ヒヤリハット」は多数収集して職員間で共有し、事故防止に努めている。事故については原因、分析、今後の対策など話し合い、再発防止策を園全体で取り組んでいる。また、事故があった場合は保護者に発生時刻、場所、経緯など書面で説明し、確認のサインをもらうなど丁寧な対応をしている。</p>
<p>法人の思いを形にした園舎であり、子どもの生活を豊かにしている</p> <p>公設園の運営を受託し、園舎を新築して3年目である。園舎は木造2階建てで、木のテーブルや椅子等の備品も、安全性や子どもの育ちに配慮している。南向きの広いテラスは活動にも使えるようになっている。また、園庭は広く固定遊具は置かず、自由に思う存分遊べる環境であり、自然素材、生き物、道具、そして水、砂、土などを活かし、保育者がゆっくりと子どもと一緒に遊んだり、友だちと集団遊びに発展した戸外遊びをおこなっている。今後はハード面とともにソフト面の向上に取り組み、よりよい園を目指している。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>保育の課題について共通理解を図り、園全体で取り組む仕組みづくりが期待される</p> <p>園全体の保育の質については経営層で評価している。職員は年3回の自己評価で職務の振り返りを行っている。園の保育の質については、職員参画のもと会議等の場で強みを確認したり、問題点から課題を抽出し園全体で共通理解を図り、取り組む仕組みづくりが期待される。</p>
<p>地域の子育て支援の拠点として、園の機能や専門性を活かした地域貢献が期待される</p> <p>コロナ禍前は園庭を開放し、地域の子育て家庭も利用できるようにしていた。今後は父親でも参加しやすいように土・日を利用した子育て講座なども計画している。園が地域の子育て支援の拠点とし、地域ニーズに基づき、園の機能の開放や職員の専門性を発揮することが期待される。</p>
<p>事業計画の内容の充実を図ることが望まれる</p> <p>事業計画が策定され、行事計画等が盛り込まれている。単年度の事業計画は中長期計画を踏まえて作成することや、園として力を入れて取り組むことを、重要課題として盛り込むことが期待される。事業計画を推進するにあたり、年度途中においても実績を把握し評価しながら取り組むことが望まれる。</p>
<p>(評価を受けて、受審事業者の取組み)</p> <p>職員の自己評価や人事考課の視点として事業計画が共有されていることの重要性を自覚しているができていなかったため、園運営の計画は「事業計画」として確実に策定し課題を明記して共有したい。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	0	6	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	1	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1		
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		29 食育の推進に努めている。	5		0		
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。		4	0			
災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	3	2			
計				125	11		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。 <p>(評価コメント) 園の理念を重要事項説明書に載せている。理念は、「自分を大切にする。自分をつくりだす。他者と共にできる」であり、子どもを主語にして、子どもの権利を守り、子ども中心の保育を目指している。理念から園の目指している保育を読み取ることができる。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 <p>(評価コメント) 重要事項説明書は保護者とともに職員にも配布されており、研修等の場で重要事項説明書をもとに目指している保育について確認している。日常の活動においても理念に沿っているか経営層が確認したり、保育士からの疑問や質問等に対しても、スーパーバイザーが共有アプリで理念に結び付けて答えている。園では保育理念の実現に向けて、経営層と職員が共通理解に努めている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。 <p>(評価コメント) 利用を希望する保護者が園見学をする際は、重要事項説明書を用い園の目指している保育を説明している。入園後にはスマートフォン等のコミュニケーションツールで園だよりを配布している。保育実践は毎月のクラスだよりや活動内容の掲示のほか、保育参加で見てもらったり面談で伝えている。個別の保育については連絡帳等で伝えている。</p>
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 現状の反省から重要課題が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 運営の透明性の確保に取り組んでいる。 <p>(評価コメント) 単年度の事業計画が策定され行事計画等が盛り込まれている。単年度の事業計画は中長期計画を踏まえて作成することや、園として力を入れて取り組むことなどを、重要課題として盛り込むことが望まれる。</p>
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 <input type="checkbox"/> 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 <p>(評価コメント) 行事計画は担当職員が企画し実施している。年間指導計画は担任が立案し、専門家の指導を受け完成させている。なお、事業計画についても年度途中に実施状況を把握し、評価しながら推進する仕組みづくりが促される。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。 <p>(評価コメント) 日々の保育実践は現場を見て確認し、課題の把握に努めている。保護者からの意見は個人記録に残し、保育の中での気づきは日誌に記録し、対応したり改善に取り組んでいる。スタッフ会議・研修は毎月おこない、指導計画の評価・反省をして次月の指導計画につなげている。日々の保育に関することは共有アプリで共有に努めたり、専門家が指導をして園の方針から外れないようにしている。職場の人間関係も日々の業務のなかで把握し、やりづらさがないように努めている。</p>

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 職員として遵守すべきことは「職員の職務」として重要事項説明書に載せている。内容は、権利侵害から子どもを守ることや、児童福祉法に則って関わりを禁止する行為等を明示している。「職員の職務」は入職時には園長が説明するほか、園内研修の資料として用い、読み合わせるなどをして理解を深めている。法人として個人情報保護方針も策定されており、職員に説明し同意書ももらっている。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 人事考課制度があり、やるべき職務を評価基準としたシートを用いて実施している。職員による年3回の自己評価をもとに経営層が個別面談を行い、評価結果は年度初めにフィードバックをしている。園は経験の浅い職員が多く、基本的なことを習得してもらうことに力を入れている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 時間外労働については「みなし残業」を取り入れ、有給休暇は取得を促している。シフトについては年度初めに発表し、予定が立てやすいように配慮している。職員からの相談等は年2回の個別面談や、月1回の会議及び研修後に話を聞く機会を設けている。また、保護者対応などはチームで関わる体制を整えている。福利厚生として特別休暇や通勤手当等を支給するなど職場環境を整えている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) キャリアパス表が作成され、職位別の業務を明確にしており、自分の段階が分かるようになっている。外部研修は外部機関の動画等を見てもらったり、園内研修も受講後はレポートを提出してもらい、コメントを付け職員に返している。職員の個別の課題などは、自己評価で出来ていないところを指導・教育している。新人職員には自己評価表をもとにスキルを高めてもらっており、とくに書く力が向上するようサポートしている。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的な人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 職員の職務に「子どもの権利の視点で保育し、権利侵害から子どもを守る」とあり、子どもを尊重した保育に心がけている。研修では禁止する保育を読み合せたり事例をもとに確認し、気になる保育が見られた場合はチームで対応している。自己評価シートには自分の感情をコントロールすることや肯定的な関わりなどの項目もあり、4か月に一度振り返っている。要保護児童は関係機関と連携し、対応する体制ができています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 □ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の保護に関して、重要事項説明書に情報の取得や提供について明記し、職員に周知している。保護者に対しては入園時に説明し、同意書ももらっている。実習生についても重要事項説明書を渡し、読んでもらうなど徹底を図っている。保護者等の求めに応じて記録を開示することなどの明示も期待したい。		

13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 個別の保育参加と個人面談を最低でも年1回おこない、保育についての満足度の把握に努めている。また、保護者が参加する運動遊びや卒園祝い会等の行事後には連絡帳等で感想を聞いている。保護者からの相談はいつでも受け付けており、担任及び園長が対応し、場合によっては相談室で聞くなどして内容を記録している。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情等を受け付けることは重要事項説明書に「ご意見」の項目を設け、職員に伝えて欲しいことやエントランスのポストを利用すること、園の苦情受付担当者・責任者を通して外部にも相談できることを載せている。園入り口の廊下にも苦情解決制度について掲示している。また、苦情処理の内規を整備し、意見や苦情を受け付けた場合は記録し、解決を図る仕組みができています。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 園全体の保育の質については経営層で評価し、課題を抽出している。職員は年3回の自己評価で職務の振り返りを行っている。クラスごとの月間指導計画は専門家が指導し、次月の計画につなげている。なお、園の保育内容については職員参画のもと会議等の場で共通理解を図り、組織的に取り組む仕組みづくりが期待される。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 生活記録簿にシフトごとの細かな業務内容をチェックする書式があり、やるべき手順が明確になっている。生活記録簿は毎日クラスごとチェックして漏れがないか確認している。また、生活記録簿は現場の意見などをもとに毎年見直すほか、とくに会議・研修の場で安全に関する内容を見直す時間を設けている。生活記録簿は業務手順書にもなっている。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 園の情報は加盟している民間保育協議会のホームページから確認でき、問い合わせもできるようになっている。また、園の情報は市のホームページからも見ることができる。園見学に関しては電話で受け付け日時を調整し、子どもと一緒に来てもらうことにしている。見学の際は、重要事項を口頭で説明するとともに重要事項説明書を渡している。また、見学のときに聞き取ったことは記録は残し、必要事項は児童票等に組み込むことにしている。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園後の説明会では、園長が新入園児及び在園児の保護者に重要事項説明書の変更部分を説明している。担任はクラスの保育方針や保育内容を説明している。子どもの持病の対応等については、保護者の意向を踏まえ対応している。重要事項を説明した後は、説明を受けたこと及び個人情報の取得や提供について、同意したことを書面でもらっている。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協働体制の下に作成されている。
(評価コメント) 専門家の意見も参考にして全体的な計画を作成している。全体的な計画は養護と教育を概ねの月齢や年齢に分け、育ち(ねらい)や保育方針を記載している。また、食を営む力の基礎や子育てへの支援、災害への備え、地域との連携などを纏めている。計画は職員間で共通理解を図り、指導計画につなげている。		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント) 指導計画は、全体的な計画に基づいて養護と教育の各領域を考慮し、長期的計画(年間計画を4期)、短期計画(月案、週案)が作成されている。0、1、2歳児とクラスと配慮が必要な子どもについては個別に計画を立て、一人ひとり発達の内容を記載し、振り返りを行っている。3、4、5歳児については、クラスごとに一人ひとりの発達の経過を日誌に記録している。指導計画の実践を振り返りを行い、次月に繋げている。</p>		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 積み木、ままごと、絵本などは、子どもが取り出しやすいように各保育室の低い棚に置いている。日々の保育では、子どもが主体的に活動が出来るように、子どもの言葉や表情、行動などから、何に興味を示しているか何をしたいかなど心がけている。職員は子どもが先の見通しを持って行動が取れる言葉かけをし、遊びの選択ができるようにしている。また、可能な限り、子どもの遊びが中断しないように努めている。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) オクラ、ピーマン、ミニ大根などの季節の野菜や、チューリップの球根を植え、みんなで植物の生長を楽しめるようにしている。また、園庭にはどんぐりの木があり、季節の変化が身近に感じられる。年長児が近隣住民や保護者宛てに「日本の遊びを教えてください」という内容の手紙を往復はがきで出すなど、地域と交流できる機会を作っている。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 子ども同士のトラブルは発達の過程であることと捉え、年齢に合わせた対応をしている。0、1、2歳児は言葉で上手く伝えられない子どもの気持ちを汲みながら対応している。3、4、5歳児では言語化するように援助したり、お互いの気持ちや意図をくみ取り代弁するなどしている。また、子ども同士で解決出来るように保育士が見守り、状況に応じて仲立ちするようにしている。異年齢の交流では、3、4、5歳児は自然な形で交流できる保育を取り入れている。0、1、2歳児も毎日の生活や遊びを通して交流している。</p>		
24	<p>特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント) 特別に配慮が必要な子どもの保育では、児童発達支援センターや保護者と連携を取りながら個別指導計画に基づき、職員と情報を共有し、一貫した支援ができるようにしている。子ども同士の関わりは、良い関係作りが出来るように見守っている。自宅での様子や保育園での様子については保護者と話したり、連絡帳などで情報を共有している。また、保護者の悩みや不安、相談に乗るなどの支援に努めている。</p>		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研究が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) 時間外保育は決められた保育室でおこない、人数が多い時には0、1、2歳児と3、4、5歳児に分けて保育している。生活記録簿で時間外担当職員に情報が引き継がれ、必要に応じて保護者に子どもたちの日中の生活や様子を伝えている。子ども達は好きな遊びで過ごせるようしている。抱っこや膝の上でコミュニケーションを取りながらゆったりと過ごすなど、子どもの気持ちに寄り添った、支援に心がけている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 子どもの日常生活の様子を生活記録簿・保育日誌・連絡帳などに記録し、情報を保護者に伝えている。また、面談、保育参加、懇談会などを設け、子どもの発達や育児などについて情報交換の機会を設けている。保護者が悩みや相談などを気軽に話せるような環境を作るよう心がけており、相談内容については生活記録簿・保育日誌などに記録している。保育所児童保育要録については懇談会で保護者に説明し、小学校へ持参している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 子どもの健康に関することは決められた書式に記録している。毎月の身体測定や嘱託医による年2回の健康診断、年1回の歯科検診等の結果は、健康に関する記録のコピーを渡して保護者に知らせている。職員は日々の子どもの状態(体温、鼻水、咳など)、表情などを視診してチェック表に記入している。乳幼児突然死症候群に関する知識は職員に周知し、SIDSチェック表で呼吸、仰向けで寝ているか、顔色など子どもの観察をしている。不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合は、行政機関と連携し対応する体制を取っている。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中に体調不良やケガが発生した場合は「事故報告書」に記載し、保護者に報告している。入園時には感染症の予防や注意事項、治癒証明、登園停止期間などについて重要事項説明書で周知している。感染症が発症した場合は玄関に掲示し保護者へ注意喚起をしている。また、マニュアルに沿って感染症拡大防止に努めており、各クラスには嘔吐セットを常備し、素早く処理の対応ができるようにしている。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 給食・おやつは専門業者に委託し献立を立てている。専用ランチルームがあり、全園児で給食を楽しめるようにしており、行事食などで季節感を取り入れている。また、すべてのメニューは卵類を除去した献立にし、食物アレルギーに対応している。食物アレルギー児については、担任が傍で子どもの変化に細心の注意を払い様子を見ている。離乳食は栄養士と担当職員が連携を図りながら提供している。		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)室内は温度、湿度、換気など適切な状態に保持することに努めている。手洗い、うがい、歯磨き(3歳以上児)など年齢に応じた指導をしている。玩具の消毒は0歳児クラスは毎日、それ以外のクラスは週1回おこなっている。訪問時には、園内外の清掃、整理、整頓などに努めていることが伺えた。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)事故発生時の対応マニュアルを整備し、職員が速やかに対応できるようにしている。事故を未然に防ぐ対策として「ヒヤリハット」の情報を収集して職員で共有を図っている。事故発生においては原因、分析、今後の対策など話し合い、再発防止努めている。事故があった場合は保護者に発生時刻、場所、経緯などを書面で説明し、確認のサインをもらっている。外部からの不審者対策としては、園内から侵入しやすい場所を想定しての避難経路の再確認や子どもの安全確保ができる場所など、さらなる対策が必要としている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)毎月の避難訓練では、地震、火災、防犯(不審者)など年間計画に沿って実施し、園だより「みどり」で伝えている。災害発生時の保護者への連絡は、SNSを活用して、安否確認や避難場所などの情報を配信する体制を整えている。また、年2回、SNSを活用して配信訓練と、年1回子どもの引き取り訓練も実施している。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 <input type="checkbox"/>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)地域の子育て世帯への支援として園庭開放をおこなっており、日にちなどは行政のホームページで知らせているが、現在はコロナ禍で中止としている。また、今後は父親でも参加しやすいように土日を利用して、子育て講座などの計画をしている。さらに地域の子育て支援に関する情報提供や子育て家庭に「子育てが豊かで楽しい」と思える育児相談・助言・援助など、今後が期待される。		